

「関税関係基本通達集」(平成 25 年度版) 正誤表

頁	正	誤
598	<p>関税定率法基本通達 (現実支払価格の意義及び取扱い) 4 - 2 (2)イ</p>	
	<p>(2) 令第 1 条の 4 各号に掲げる現実支払価格に含まれない費用等の取扱いは、次による。  <u>イ 令第 1 条の 4 第 1 号に規定する「据付け」に要する役務の費用は、輸入貨物の据付作業の一環として当該輸入貨物の輸入前に本邦において行われる役務(例えば、据付用土台の設置作業)の費用を含む。</u></p>	<p>(2) 令第 1 条の 4 各号に掲げる現実支払価格に含まれない費用等の取扱いは、次による。  <u>イ 輸入貨物に係る仕入書価格の支払に加えて、当該輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて割増金、契約料等が当該輸入貨物の輸入取引をするために支払われる場合(この場合の現実支払価格は、仕入書に割増金、契約料等を加えた企画である。)</u></p>